

耕作放棄地再生事業

～耕作放棄地の再生作業等にかかる経費を支援します～

耕作放棄地再生事業とは

耕作放棄地を**借り受ける**などして利用する農業者等に対し、再生作業等（作物栽培の再開に向けた作業等）にかかる経費の一部を市が支援する事業です。

- （1）対象者：利用権設定※や農地法に基づき農地を借りた農業者等
※農業経営基盤強化促進法第4条3項1号に基づく利用権設定
- （2）対象農地：市内にあり、かつ、農業委員会の調査で「荒廃農地」として位置づけられている農地
- （3）支援内容と交付額

項目	重機利用の有無	交付額
再生事業 (農地の障害物除去、深耕、整地等)	無	1アールあたり 5,000円
	有	経費×1/2 ただし、1アールあたり 15,000円を上限

手続きの流れ

- ① **農地の再生作業を行う前**に、市へ相談
※ご相談の際、再生したい農地の地番が分かれば確認がスムーズです
- ② 対象農地であるか確認します（市）
- ③ 農業委員会で農地の貸借手続き、市の窓口で補助金の交付申請
- ④ 現地確認（市）
- ⑤ 交付決定後、**再生作業に着手**
- ⑥ 作業終了後、補助金の交付（市）



【問い合わせ先】

担当：農林水産局総務農林部農業政策課
電話：092-711-4852
メールアドレス：n-seisaku.AFFB@city.fukuoka.lg.jp